

平成30年度第5回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月10日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター3階 中会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一	
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子	
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂	
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄	
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守	

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義憲	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 諸般の報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について

第4 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

報告第2号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時05分)	
事務局長	<p>ただ今から平成30年度第5回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は14名の委員に対し全員の出席でありますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。本日は、第5回農業委員会の総会ということでございますけれども、先だって、西日本の大豪雨ということで、智頭町におきましても、それぞれの地域において、非常に被害が出ておるということでございました。その中においてですね、先ほど事務局長が言いましたように、非常に県の方からもご協力を得、要請をして災害対策の取り組みをとということでございます。県外におきましては、大きな災害によって亡くなられた方、この方々にはご冥福をお祈り申し上げたいと思いますし、被害に遭われました方は一日も早い復旧を願うところでございます。</p> <p>さて、農業委員会と致しましては今回、農地利用状況調査についてお話しさせていただきます。毎年のように農地利用状況調査をやっておりますけれども、皆さんがこれを評価し、その中においていろいろ聞いておられますと、「まあ、ここはあかんで」ということがございます。しかし、町としては農家の意向調査を山本課長の下で智頭町全域にわたってやられました。この回答の回収率が約69パーセントになっておるということでございますけれども、この内容を見ると、それぞれ農家の方の思いというものが、このアンケートに反映しているのではなかろうかなと、こういうふうに思っているところであります。</p> <p>取り分け、鳥取県の担い手機構。大場会長が理事長として君臨しておられますけれども、この内容を見ましても、県下各市町村を見ましても智頭町が一番担い手機構に、中間管理機構に出しておる農地、受け入れの農地の数字というのは県下の市町村では最低であります。しかしながら、私はこの内容について色々検討してみましたところ、アンケートの内容では約40何ヘクタールというものが貸し借りになり、畑も20幾らということで、合わせまして約50ヘクタール近いものが貸し借りの対象になっておると。そういたしますと、県下ではかなりのところまで行くのではなかろうかなと。この原因はどこにあるのかと見たわけでございますけれども、これには智頭町には独特と言いますか、中山間地交付金。これが大きく影響しているのではなかろうかなと、こういうふうに思っているところであります。それは何故かと申し上げますと、いま山村再生課の方で農地の利用貸借で農地集積計画ということで、本日も審議していただくのですが、この審議の中でのらない、貸し借りをやって「作ってくれや」というのもあります。中山間地の場合は、中山間の交付金は地権者がいただく。それから、作る場合は農地集積に載せますと、今度は借りられた方が交付金をいただくということになり、そのあたりのところもあって、非常に貸</p>

	<p>借の数字がつかめない状況ではなかろうかと思っております。</p> <p>この8月から9月にかけては農地利用状況調査。これにつきましては、ひとつそのあたりも検討していただき、現地の実態を十分に把握された中での、それぞれ農業委員の方がそれに対する取り組みを図っていただきたいなど思っているところであります。</p> <p>それから、特に東宇塚でしたかな、やられましたけど、現在、草刈最適化推進委員が特に力を入れていただきまして、町、県、農業団体、普及所も含めて、土師地区のちょうど私の担当地区であります石田、長瀬、三明、木原、横田ということで順次、一応集落の意向調査の結果で農家の皆さん方の意向を集約し、今後集落としてどう取り組んで行くのかということで、現在やっておりますけれども、先般の豪雨によりまして、2集落ほど終わっていないということがございますが、この点につきましても、それぞれ農業委員各位におかれましては、アンケート調査の結果というものはそれぞれ確認していただいていると思っておりますが、担当区域といえますけれども、地区ごとにおいてですね、本当に今後の智頭町の農業というものはどのような形で進めていき、農地を守っていけるかということでもあります。それは自ずと農地利用の最適化であります。こういう取り組みを図っていただきたいと申し上げておきたいと思っております。</p> <p>また、本日も協議案件等を、逐次協議してまいりたいと思っておりますので、ひとつ皆さんよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の決定について。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、13番 山中眞守委員、14番 中澤一博委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2、諸般の報告について。</p> <p>先月、開催された第4回総会において審議いただいた議案第3号「農業振興整備計画変更の意見決定について」の番号1及び番号2の位置確認について、皆さんから色々意見がございました。</p> <p>それでは、事務局の方から報告させます。</p>
事務局長	<p>先回の総会におきまして、農振の件につきまして位置がわかりにくいということがございましたので、本日の総会にてその位置をお示しすることを条件に許可をいただいたところでございます。</p> <p>本日お配りしております両面刷りのカラーコピーで、こちらで説明させてい</p>

<p>議長</p>	<p>たきます。</p> <p>はじめに南方の件につきましてです。この黄色く示したところが申請地でございます。距離等も入れておりますけれども、それぞれ畦畔から2.3メートル、1.8メートルのところに2メートル掛ける2メートルのものということでございます。國岡会員にも確認していただいておりますが、もう建っているということでございます。</p> <p>続きまして裏面の方でございます。こちらは宇波の件になります。赤く囲って拡大表示しておりますが、こちらの方に既に建っております。こちらも畦畔、道路沿いに電柱と支線が建っております、こちらも寺坂委員と現地の方を確認させてもらったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>先般の課題、問題点につきましての結果報告でございます。それでは、審議案件に入ります。</p> <p>日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>先ず、番号1について事務局より議案の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の1ページで説明いたします。1番の申請地ですけれども、西谷字前田570番、田の561㎡と、同じく大字西谷字前田573番2、畑、59㎡、合わせて620㎡です。権利の方は有償によります所有権移転でございます。譲渡人が智頭691番地10の●●●さん。譲受人が西谷572番地の●●●●さんです。この件につきまして、申請書の中身を確認致しました。先ず許可用件ですけども、農機具等につきましては、リース等によりまして使用されておるようでございますし、農作業従事者数は2人で、通作に問題ないと判断いたしました。農作業従事用件につきましても、夫婦で掛かれるということで、農作業に従事すると認められます。下限面積につきましては、●●さんは移住者の方でございますので、現時点では農地は取得しておられません。山郷地区の下限面積は10アールですので1,000㎡になります。こちらの面積が620㎡ですので、下限面積に満たないわけでありありますが、この後の議案に出てきます農用地利用集積計画の中で、他から2,850㎡の利用権設定をされるということです。こちらは実は●●さんが既に作っておられまして、ヤミ小作になるわけでございますけれども、今回利用権設定をしていただくということで、下限面積につきましてもクリアできるものと判断いたしました。地域との調和用件につきましても、既に作っておられるということで、問題ないと判断いたしましたところでございます。</p> <p>場所につきましてですが、申請位置図等の1ページのところで住宅地図を付けておりまして、西谷の新田集落となります。黄色く塗っている部分が申請地でございます、その前の道が主要地方道智頭勝田線でございます、図面の</p>

	<p>左上が智頭方向、右下に向かって勝田方向になります。はぐっていただきまして、2ページのところに公図を付けております。黄色く塗ってあります部分の真ん中に572番とありますが、こちらがいま●●さんの住居。以前、●●さんが住んでおられました居宅になります。この家の周辺の農地になります。3ページに写真を付けておりますけども、既にこのように畑として利用されている部分等々があるということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、山郷地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
1 4 番	<p>先月末に●●さんのところに行ってきました、確認させていただきました。詳しいことはいま事務局の方から説明がありましたけども、既に家屋の方は購入されて住んでおられます、家族で。それで、前の田畑をこのたび購入されるということです。説明どおり、もう既に稲作の方もやっとなされるし、先に移住してこられた●●さんと二人で……しながらやっとなされるという現状でございます。そういうことで、本人も意欲を持ってやっておるようすし、また、●●さんの方も確認しまして、スムーズな移転というか……のようですので報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>2番は申請地が大字波多字カウヤ257番1、畑で94㎡です。こちらにも有償の所有権移転でございます。譲渡人が波多248番地の●●●●●さん、譲受人が波多271番地の●●●●●さんです。こちらにつきましても全部利用条件、農作業従事要件、下限面積、地域との調和要件等全て満たしているものと判断したところでございます。</p>

	<p>場所につきましてですけれども、申請位置図の4ページ、住宅地図を付けておりますけれども、波多集落の、図面の上の方の道が県道になります。そちらの農道沿いの農地となります。5ページに公図を付けておりますが、この257番1というところが今回の申請地でございます、256番のところに●●●●さんの農作業小屋が建っております、その近辺の農地でございます。6ページに写真を付けておりますけれども、下の方に写っておりますのが●●●●さんの所有しておられます農作業小屋となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、富沢地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>8月3日に現地に行ってみました。●●●●さんも段々年を取って、やるのが大変だしということで、●●●●さんの方は今説明があったとおりで、ここに作業小屋があるし、道端で便利の良いところが欲しいということで、話が着いたようです。別段問題がないと思いますので、報告します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、番号2の質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による、下記の農地の申請書を受理したので、意見を求めるものであります。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案書の2ページでございます。申請地は大宇山根字寺谷前212番1、畑で86㎡です。有償の所有権移転となります。譲渡人が山根226番地1の●●●●●●●●さん。譲受人が山根206番地の●●●●●●●●さんです。転用目的は墓地でございます。転用理由としては「現在の墓地への参道は坂道であり、近い将来</p>

	<p>の墓参りの利便性を考慮し建立したい。」ということで、今の墓地からの移転となるものでございます。農地区分につきましては、小地域の集団ということで、第2種農地と判断しておるところでございます。許可根拠につきましては、「代替地なし」ということでございます。資力等につきましては通帳の残高証明等で確認したところでありまして、事業計画につきましても、必要最小限の面積であり、速やかに実行されるものと判断したところでございます。周辺農地への影響につきましてですが、隣接に農地がありますけれども、その方の同意書も得られておられますし、被害防除につきましても、速やかに対処されるということでありますので、問題ないものと判断したところでございます。</p> <p>それでは、申請位置図で説明させていただきます。7ページに住宅地図を付けております。丁度、智頭急行の智頭トンネルに入るところの農地でございます。8ページに公図を付けておりますけれども、212の1というところが今回の申請地で、この図面の下側、218の1の所有者の同意書は得られております。9ページに転用事業計画書を付けております。10ページに被害防除計画ということで、このことにより、被害がおこった場合は速やかに対処されるということが記載されております。11ページが申請地の利用計画図でございます。86㎡ということで、かなり広い面積、土地としてはかなり大きな面積でありますけれども、86㎡をこのような形で利用されるというものでございます。12ページに現状の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議長 ただいまの説明に関連して、土師地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>13番 7月末に調査させていただきました。これは、智頭急のトンネルがありますその下の、●●●●さんの田んぼでございます。今のところの周辺の許可はもらっとるということで、それから、以前の墓は山根の地縁の山側で、ですから将来的には墓参りが大変なので近いところに持ってきてたいと。ですから何ら別段問題になるようなことはないようです。</p> <p> 以上です。</p> <p>議長 説明が終わりました。</p> <p> これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p> (質問、意見なし)</p> <p>議長 よろしいですか。</p> <p> それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
--	---

	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の3ページでございます。7月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められたものでございます。</p> <p>申請者が、大字宇波620番地の●●●●さん相続人の●●●さんです。建築物等設置者はKDDI株式会社でございます。土地の表示が、大字宇波字神田344番1。田んぼで431㎡の内7㎡ということで、事由といたしましては、携帯基地局ということでございます。</p> <p>13ページで位置図を示しておりますが、先ほど冒頭で説明いたしました前回のところと同じ所の田んぼでございます。14ページのところで公図を付けておりますけれども、前回の電柱等々が畦畔に建てられたわけでございますけれども、今回のものにつきましては水張り面積の中になるわけでございます。丁度、田んぼの出入り口、町道からの出入り口のところに建つということで、こちら田んぼを寺坂委員と現地の方を確認しましたけれども、15、16ページでこのような物が建つという図面でございます。17ページの赤く示してあるところに携帯の基地局が建つということであります。現地の方も確認しまして、特に問題ないと判断したところでありますし、これからの予定では、今月の末頃から工事に掛かりたいということでの書類でございました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、富沢地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>いま事務局から説明があったとおりでして、先月はNTTだったけど、今度はKDDIということで、別に問題はないなあとは思ってたんですけど、中山間の代表者の方から、「どうも出入り口でトラクターが入らんど。」と言うもので、局長に上がってもらって「どうかな？」と見たところ。写真で見ると、道路端にある1メートルぐらいのポールを、1メートルほど移動させてもらったら問題ないなあと思いましたので、それがやってもらえたら問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
事務局長	<p>失礼しました。その件につきましては、地域整備課に確認しましたところ、</p>

議 長	<p>「移動するのは問題ない」という返事をいただきました。以上です。</p> <p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第4号「農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>議案第4号につきましては、番号1から番号3について、國岡委員の配偶者が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(國岡委員退席 午後2時33分)</p>
議 長	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>本案も7月20付けで智頭町長からから意見の決定を求められたものでございます。</p> <p>議案書の4ページでございます。利用権の設定面積が全て田んぼで、8,981㎡。利用権を設定する者が2名、受ける者が2名でございます。期間につきましては3年未満のものが6,131㎡、3年から5年未満のものが2,850㎡となります。</p> <p>続きまして5ページで説明させていただきます。先ず1件目が三筆でございます。山根字穂見口1004番、田んぼの3,566㎡。二筆目が山根字オカタ1013番、田の1,160㎡。三筆目が山根字迎田704番1の田んぼで1,405㎡。合わせて6,131㎡となります。地主の方が山根679番地1の●●●●●●●●さん。権利の種類は貸借権でございます。小作の方が智頭94番地の●●</p>

	<p>●●さんです。作物につきましては、上の二筆が水稻、もう一筆が野菜ということです。期間につきましては、本年8月15日から1年間、来年の8月14日までということで、更新でございます。賃借料につきましては、物納ということで、1反当たり玄米10キログラムということでございます。</p> <p>続きまして、4番から6番ですけれども、これが先ほどの3条関連でございます。先ず4番が西谷字松尾1222番、田んぼで1,072㎡。同じく1220番、田んぼ635㎡。同じく1219番、田んぼ1,143㎡で、こちら合わせて2,850㎡となります。地主の方が、西谷611番地の●●●●さん相続人代表の●●●●です。こちらは使用貸借、無償でございます。小作の方が西谷572番地の●●●●さんです。こちらは三筆とも水稻でございます。期間は本年8月15日から3年間、平成33年の8月14日までとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>國岡委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">(國岡委員復席 午後2時37分)</p>
議 長	<p>次に、日程第4、報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について」を議題とします。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>申請者が大屋16番地の●●●●さんです。申請地は大屋字下モ村前24番、畑で、271㎡の内184㎡。用途としては、農機具の倉庫でございます。</p>

	<p>場所につきましては、申請位置図の18ページからですが、大屋集落内の農地でございます。19ページに公図を付けております、この黄色く示したところが今回の申請地でございます、20ページに、その中で今回建物を建てられる所が「建物」となっておる格子部分の所に建ちまして、赤い部分が184㎡となります。どのような物が建つというか、建てるというより、21ページになりますが、このような物を買って来られて設置される、農機具の置き場として設置されるということでございます。22ページに現状の写真を付けておりますけれども、このような農地に建てられるということでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、那岐地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
6 番	<p>確認はしましたが、問題はないです。以上です。</p>
議 長	<p>続いて、2番の説明を事務局に求めます。</p>
事務局長	<p>番号2です。こちらは申請者が、八頭町大字万大寺106番地の、●●●●●さん代表相続人の●●●●●さんです。申請地が、大字三田字眷田125番の9、田んぼで199㎡となります。こちらは、農業用道路となります。申請位置図の23ページの所に住宅地図を付けておりますけれども、黄色く示した部分が、今回の申請地となります。その横の所が、今は空き屋となっておりますが、●●●●●さんのお宅でございます。24ページのところで黄色く示しております部分に農業用道路、農道として使用されたいということで、25ページ、ちょっと見にくいですが、この写真、赤く示しておりますところが今回の申請地でございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、土師地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>ここは結局、●●●●●君。二年前に亡くなられて、独りもん。それから、申請者の●●●●●さんというのは妹さんで、万代寺に嫁いでおられます。聞きに行ったら、誰もする者がおらんし、北側が自分の田んぼで、ここに入るのに、道を作りたいということで、別段問題はないものです。以上です。</p>
議 長	<p>以上で説明は終わりました。この案件は報告ですので、質疑はありません。次に、日程第4、報告第2号「公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について」を議題とします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務局の説明の説明を求めます。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書ということで、1件目ですが、大内の木下地区急傾斜地崩壊対策工事という県の工事でございます。この関係で農地を使用するというので、担当の春摘委員には資料をお配りしております。これは継続の工事でございますけれども、本年7月に施工業者が変更になったため、再度報告書が提出されたものでございます。</p> <p>二件目ですが、智頭町長からの報告書の提出がありました。この度の豪雨によりまして、小林会長の担当地区にあります南因地区の排水浄化センターに被害が発生したため、復旧工事に伴う農地転用となります。</p> <p>その関係で、本日お配りしております資料の2枚物、一般社団法人全国農業会議所より、「平成30年度7月豪雨に伴う農地・農業委員会制度の運営等の取り扱いについて」という文書が送付されておりますので、今後このような判断で取り扱うこととなります。（一部を朗読しながら説明）</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明は終わりました。この案件も報告ですので、質疑はありません。ご承知おき下さい。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第5回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉 会 午後2時48分 ）</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成30年8月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 山 中 眞 守

智頭町農業委員会委員 中 澤 一 博